

常滑市建設工事請負業者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、常滑市（以下「市」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負業者の格付の方法及び格付の基準について必要な事項を定めるものとする。

(格付対象業者)

第2条 格付は、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受け、かつ、法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けた者のうち、別に定める常滑市入札参加資格審査申請要領（以下「申請要領」という。）により市に対して入札参加資格申請を行い、適当であると認められた、市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）に対して行うものとする。

(格付対象業種)

第3条 格付は、法第3条第2項に規定する業種のうち、次の各号に掲げる業種について行うものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 舗装工事
- (4) 造園工事
- (5) 水道施設工事

(格付方法)

第4条 格付は、前条第1号から第3号については客観的事項による点数（以下「客観点数」という。）に主観的事項による点数（以下「主観点数」という。）を加えた常滑市総合点数を用いて、前条第4号及び第5号については客観点数のみを用いてこれを行う。

(客観点数)

第5条 前条の客観点数は、申請要領に規定する期間を審査基準日とする経営事項審査における総合評定値とする。

(主観点数)

第6条 第4条の主観点数は、過去の工事成績評定結果及び指名停止経歴について、次の各号の算定方法により算定する。

- (1) 工事成績評定結果

申請要領に規定する入札参加資格審査申請の定時受付実施年度の前年度及び前々年度に市が発注した建設工事について、入札参加資格審査を希望する第3条各号に規定する業種（以下「希望業種」という。）ごとに、常滑市工事成績評定要領の規定により評定を行った評定点の平均点数（その値に小数点以下がある場合は小数点以下第2位を四捨五入した値）に応じ、次表に掲げる点数とする。ただし、当該2年間に評定の対象となる建設工

事を受注しなかった者の主観点数は、0点とする。また、特定建設工事共同企業体により施工した建設工事の評定点は、自社が代表構成員として評定を受けたものに限り有効として扱う。

工事成績評定の平均点数	点 数
85点以上	50点
80点以上85点未満	30点
75点以上80点未満	20点
70点以上75点未満	10点
65点以上70点未満	0点
60点以上65点未満	-20点
55点以上60点未満	-40点

(2) 指名停止経歴

前号と同一期間内に、市より常滑市指名停止取扱要綱の規定による指名停止措置の決定を受けた場合は、指名停止期間に応じ、前号の工事成績評定結果の点数に次表に掲げる点数を加える。

指名停止期間		点数
指名停止期間が月数の場合	指名停止期間が日数の場合	
1か月	30日以内	-20点
2か月	30日を超え60日以内	-40点
3か月	60日を超え90日以内	-60点
4か月以上	90日を超える日数	-80点

(等級別格付基準)

第7条 市内業者の等級別格付基準は、第3条各号に規定する業種ごとにそれぞれ次表に掲げるとおりとする。

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	造園・水道施設工事
	総合点数	総合点数	総合点数	総合評定値
A	800点以上	730点以上	720点以上	730点以上
B	600点以上	550点以上	600点以上	550点以上
	800点未満	730点未満	720点未満	730点未満
C	600点未満	550点未満	600点未満	550点未満
備考	1 総合点数とは、第4条に規定する常滑市総合点数をいう。 2 総合評定値とは、第5条に規定する経営事項審査における総合評定値をいう。			

2 前項の規定にかかわらず、市内業者で、希望業種について第5条に規定する経営事項審査における平均完成工事高のない者の等級はCとする。

(格付の変更等)

第8条 第6条第1号に規定する建設工事の工事成績評定において、希望業種と同一の業種における評定点が55点未満のものが1件でもあった場合は、前条の規定により決定した市内業者の格付結果を1等級下位に変更することができる。

2 前条の規定により最下位の等級に格付された市内業者が前項の規定に該当した場合は、当該格付の有効期間内の競争入札案件への参加を50%程度減じることができる。

(格付名簿の公表)

第9条 前2条の規定による市内業者の格付名簿を作成し、閲覧に供する。

(格付有効期間)

第10条 格付は、入札参加資格者名簿登録時に決定し、当該入札参加資格の有効期限まで有効とする。ただし、有効期間内においても特に必要と認めた場合については、再度格付を行うことができる。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。